

広島県留学生活躍支援センター広報依頼受付に関する注意点

1 趣旨

留学生活躍支援センター（以下「センター」という。）における広報依頼に対する対応可否についての基準を以下に定める。

広報方法としては、センターFaceBook、メールマガジンでの広報とする。

なお、当基準は2019.4.1現在のものであり、随時変更するものとする。

2 受付基準

- (1) 国際交流，国際協力の推進や国際理解，多文化共生の増進に寄与するものであること
- (2) 営利目的でないこと，無料であること※1
- (3) 宗教的・政治的な活動を目的としたものでないこと
- (4) センター活動に支障をきたし，センターの品位を損なうようなものでないこと
- (5) センター事業と広報依頼のイベント募集等の日程が近く，対応することによってセンター事業に影響を受ける場合は要相談

※1 営利目的の場合でも，下記の基準を満たす場合は対応をすることとする。

- (1) 明らかに留学生の利益につながると思われること
- (2) 留學生が日本を理解する上で特に重要だと思われるもの
- (3) 留學生については一般人より安価になるもの（半額以下，もしくは妥当だと判断できるもの。大体500円程度）または，実費のもの。
- (4) 営利目的でもその売上げが国際理解，国際協力，多文化共生，人道的なことに使われること
例) チャリティーイベント等

2 受付対象

国・県・市町等の公共団体，地域国際化協会，国際協力機構等の国際交流・協力団体，その他公益財団法人ひろしま国際センター会長が特に認める団体等から要請があり，センターの業務運営上支障がないと認められるものとする。

4 留意事項等

- (1) 広報用の文章・写真, その他必要なものに関しては依頼者が全て用意することとする
- (2) 募集イベントの申込などに関しては基本的に依頼主と利用者が直接するものとする。
- (3) 広報によって生じた不利益についてはセンターでは一切責任を負わないものとする。
- (4) 上記(3)について承諾しない場合は対応不可

5 申込方法

広報を依頼するものは別紙様式による「広報依頼申込書」に記載し, センターへワードファイルの状態でメール送信すること。申込書を受け取り後に審議し対応可否を決定し, 後日連絡する。※連絡先は「広報依頼申込書」に記載。